

日本語教育機関の私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条 (略)</p> <p>(認可の方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成22年法務省告示第145号)別表第1に掲げる日本語教育機関であり、審査基準第19条第1項に規定する設置計画書(以下「設置計画書」という。)を提出する時点において、日本語教育機関として満2年以上の運営実績があること。</u></p> <p>ただし、設置者が学校法人(準学校法人を含む。)の場合は、日本語教育機関としての運営実績を要しない。</p> <p>(3) <u>日本語教育機関の告示基準(平成28年7月22日法務省入国管理局策定)</u>に定める基準を満たしていること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(開設時期)</p> <p>第3条 日本語教育機関の開設時期は、審査基準第13条の規定にかかわらず、10月1日とすることができる。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(認可の方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)第2条に基づき認定を受けた日本語教育機関であり、審査基準第19条第1項に規定する設置計画書(以下「設置計画書」という。)を提出する時点において、日本語教育機関として満2年以上の運営実績があること。</u></p> <p>ただし、設置者が学校法人(準学校法人を含む。)の場合は、日本語教育機関としての運営実績を要しない。</p> <p>(3) <u>認定日本語教育機関認定基準(令和5年文部科学省令第40号)</u>に定める基準を満たしていること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(開設時期)</p> <p>第3条 <u>各種学校としての日本語教育機関</u>の開設時期は、審査基準第13条の規定にかかわらず、10月1日とすることができる。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和6年 月 日から施行する。